

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が平成31年3月19日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が、平成31年3月12日付で行った保護廃止決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 平成19年6月1日付で、処分庁は審査請求人（以下「請求人」という。）に対し法による保護を開始した。
- 2 平成30年10月30日、処分庁は、請求人が同月29日に起訴された事実を把握したことから、保護の廃止決定を行い、請求人に対し通知した。
- 3 平成31年3月12日、処分庁は、平成30年10月30日付で行った保護廃止決定を取り消すとともに、決定理由を詳細に記載した上で改めて同月29日をもって請求人の保護を廃止する決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 4 平成31年3月19日、請求人は、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

法第26条の実施要領、保護の停止又は廃止の取扱い基準で、おおむね6ヶ月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。保護を廃止すべき場合と記載。

上記記載が在るにも関わらず、1ヶ月足らずで廃止決定をした。処分庁が平成3年3月12日に行った廃止決定処分は1ヶ月足らずで廃止決定をした。

処分庁が主張する処分は基準を守っていない違法な処分である。また司法判断が在って身分が確定するのであって、処分庁は見込みで判断している。

法的権利を見込みで剥奪する行政行為は許さない。

又、処分庁は請求人に対して就労不能と判断して就労支援を一切しなかつただけでなく、10年もの間就労不能と判断した件について説明もせず、就労に関する判断はしていないと主張している。こうした事から生活保護の適正な運営の確保の観点から合わせて審査をお願いする。

(2) 審理員が令和元年5月7日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

処分庁は「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)の第10の問12「保護の停止又は廃止の取扱い基準」は、本件内容には該当しないと主張するが、課長通知第10の問12は法第26条の要件である「保護を要しなくなった」場合の停廃止処分の判断基準をしめしたもので、本件決定基準の適用関係を否定する処分庁の判断に於て、処分の名宛人はいかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることは困難であるのが通例であり、違法な処分である。又、「起訴を受けたことで一定期間勾留が継続すると見込まれる」の場合も上記同じで、どのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることは困難である。

(3) 令和元年6月13日に実施した白頭意見陳述における請求人の陳述の概要は、以下のとおりである。

課長通知第10の問12の2の(2)は法第26条の規定により保護を廃止すべ

き基準が示されており、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時の減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」と定めている。処分庁の行った本件決定は同通知に反しており、違法な処分である。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成31年4月23日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

- (ア) 平成19年6月1日 処分庁にて、生活保護受給開始。
- (イ) 平成30年10月16日 審察より請求人が平成30年10月11日逮捕勾留された旨の連絡があった。
- (ウ) 平成30年10月24日 請求人宅を臨時で訪問し、不在であることを確認した。
- (エ) 平成30年10月25日 請求人宅を臨時で訪問し、不在であることを確認した。
- (オ) 平成30年10月30日 請求人が同年10月11日に逮捕勾留され、同月29日に起訴された事実を把握したため、同月12日付で生活保護を停止する処分とともに、同月29日付けをもって、生活保護を廃止する決定を行った。
- (カ) 平成30年12月18日 請求人が生活保護廃止決定に対し、審査請求を提起した。
- (キ) 平成31年3月12日 生活保護廃止決定を取り消す決定を行った。
本件決定を行った。
決定通知書の決定理由について、詳細に記載した。
- (ク) 平成31年3月22日 請求人が本件決定に対し、審査請求を提起した。

イ 本件決定の正当性について

(ア) 処分庁が請求人に対して行った平成31年3月1,2日付け本件決定について、請求人は、法第26条の条文があるにもかかわらず、1ヶ月足らずで廃止決定したことを理由として違法な処分であると主張している。

これは、課長通知問第10の問12答、「当該世帯における臨時的な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護をする状態になることが予想されるとき」を根拠に主張していると推察される。しかしながら本件問答は本件の内容には該当せず、保護廃止決定理由で説明しているとおり、請求人が逮捕勾留されたことで、刑事訴訟法施設及び被取容者等の処遇に関する法律が適用され、同法に基づく処遇により生活することから、保護を必要としなくなり、かつ、起訴されたことにより、この状態が一定期間継続すると見込まれるため本件決定を行ったものである。

(イ) 以上のとおり、本件決定は法に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年10月16日付けで通知のあった逮捕・勾留連絡票には、請求人の氏名と逮捕年月日が平成30年10月11日である旨記載がある。

イ 平成30年10月30日付けのケース記録票には、「<保護の停廃止について> 平成30年10月10日自首、翌11日付けで逮捕・平成30年10月29日付け起訴（公務執行妨害罪）により本ケース、平成30年10月12日付、生活保護停止 保護費返還額8,381円については159条戻入 平成30年10月29日付、生活保護廃止とする。」との記載がある。

ウ 平成30年10月30日付け保護廃止決定通知書には、「廃止 平成30年10月28日限り 理由 平成30年10月11日逮捕拘留され、平成30年10月29日起訴されましたので、同日付で生活保護を廃止します。」との記載がある。

エ 平成31年3月12日付けの保護廃止決定取消通知書には、「次のとおり平成30年10月30日付けで行った保護廃止決定についてその取消の決定をしましたので通知します。」との記載があり、取消決定理由として、「決定理由を「平成30年10月11日逮捕拘留され、平成30年10月29日起訴されましたので、同日付で

生活保護を廃止します。」としていたが、処分がいかなる事実関係についていかなる法規を適用して行ったかを、その記載自体から了知できないことを確認したため、保護廃止決定を取消します。」との記載がある。

才 平成31年3月12日付けの本件決定通知書には、「廃止 平成30年10月28日限り 理由 平成30年10月11日逮捕勾留されたことで、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が適用され、同法に基づく処遇により生活することから、保護を必要しなくなり、かつ、平成30年10月29日起訴されたことにより、この状態が一定期間継続すると見込まれるため、法第26条に基づき、平成30年10月29日付けで生活保護を廃止します。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令の規定について

- (1) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と定めている。
- (2) 課長通知第10の問12の答は、「被保護者が保護を要しなくなつたときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行うこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。」と定め、「1 保護を停止すべき場合」として、「(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなつたと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況を観察する必要があるとき。」を定め、「2 保護を廃止すべき場合」として、「(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。(2) 当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。」を定めている。
- (3) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)の問7の15「被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ないと思うがどうか」の答は、「お見込みのとおりである。」と記している。

本件決定について



(1) 警察官署に留置された場合の取扱いについて

警察官署に留置された場合は最低生活費の計上は必要ないとされていることから(前記1(3))、請求人が逮捕・勾留された平成30年10月11日の翌日以降「保護を要しない状態」となったと判断し、法第26条の規定による保護の停止又は廃止の基準(以下「停廃止取扱基準」という。前記第1(2))に照らし、請求人の保護を停止することとした点には一定の合理性が認められる。

(2) 本件決定に至る判断過程について

処分庁は、請求人のように勾留されたまま起訴された場合は、停廃止取扱基準の「保護を廃止すべき場合」の(2)を採用するのではない旨主張しているが、処分庁が、(1)の「以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき」に該当することを裏付ける調査等を行った形跡は見当たらず、起訴された事実を確認したことをもって機械的に本件決定を行ったものと判断せざるを得ない。

(3) まとめ

以上のとおり、請求人が停廃止取扱基準の「保護を廃止すべき場合」に該当することについて、必要な調査・検討を行うことなく、請求人の保護を廃止することとした処分庁の判断過程には瑕疵があると言わざるを得ず、取消しを免れない。

なお、請求人は、処分庁の請求人に対する稼働能力の有無の判断や就労支援の必要性等、生活保護の適正な運営が確保されているか否かについての審査を求めているが、行政不服審査法に基づく審査請求は、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分を対象とするものであることから、当審査の判断外事項である。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件決定に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年11月27日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として(訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。